

2015 年度政治経済学 2 模範解答

暫定版の模範解答です。採点に応じて、細かい点が修正されるかもしれません。

以下の問題のすべてに答えよ。その際に、どこまでがどの問題の解答なのか、わかるように、**必ず解答用紙に解答番号を明記**すること。

[1]

現代社会について (1) 本来の正当性の原理と、(2) 機能的擁護とを、具体例を挙げて、説明せよ。その際に、所有、市場社会、資本主義社会という 3 つのキーワードを必ず使うこと。

ヒント：おのおののキーワードは、(1) か (2) かのどちらかで使われればよい。つまり、おのおののキーワードは、もし (1) で使われたならば (2) で使われる必要はない (逆は逆)。

(1) 現代社会の本来の正当性の原理は主として**市場社会**の原理から生じる。すなわち、市場社会での商品交換において形式的に自由・平等な個人が自己労働に基づく私的所有者として互いに承認し合うということから生じる。その中でも主要なものは、現代社会においては人格的な個人こそが主体であって、身分や生まれに関わりなく、(もちろん運・不運や能力の違いはあるが) 自分の労働によって**所有**することができるということにある。例えば、〔……具体例は省略〕

これに対して、(2) 現代社会の機能的擁護を行う場合には、それは〔本来の正当性が不完全になっているということの意味し、〕主として**資本主義社会**の機能性、すなわち、生産力の上昇と富の増大に基づいて行われる。例えば、〔……具体例は省略〕

[2]

(1) 銀行と (2) 単なる金融仲介業者 (銀行以外の貸金業者など) との決定的な違いを挙げよ。その上で、この違いを論拠にして、現実資本の側から見ての、両者の間での私的所有の量的制限の克服の仕方の違いを、具体例を挙げて、特徴づけよ。

ヒント：要するに、現実資本にとって私的所有が量的制限になっているのだが、それを克服する際のやり方が (1) と (2) とで異なるということである。

銀行と単なる金融業者との決定的な違いは、預金、しかも要求払預金を取り扱っているかどうかにある。

私的所有の量的制限の克服については、単なる金融業者の場合には、一方での余剰貨幣を他方での貨幣が不足している資本に融通するだけである。この場合には、借り手の側から見ると、いわば他人の貨幣を利用しているだけである。これに対して、銀行の場合には、預金という形で社会のあらゆる貨幣を、余剰貨幣だけではなく総ての貨幣を、大口預金者だけではなく零細預金者の貨幣をも、集中している。この場合には、借り手の側から見ると、いわば社会の貨幣を利用することになる。しかも、預金で貸付けるということによって、社会の貨幣の量的な枠自体を柔軟に拡げることができる。例えば、〔……具体例は省略〕

[3]

(1) 全額借入資本で経営されている個人企業における機能資本家と、(2) 株式会社企業における専門的経営者との違いを、所有という観点から、具体例を挙げて、説明せよ。

ヒント：要するに、資本家と経営者との違いを、それが明瞭に現れる条件のもとで区別する。

資本に対する関係が違う。個人企業における機能資本家は、全額借入資本で経営しているとしても、借り入れた貨幣資本を自分のものとして自由に支出することができ、またこの支出によって購買した現実資本もまぎれもなくこの機能資本家の私的所有物である。換言すると、個人企業における機能資本家は、資本は自分のものだという仕方で振る舞っている。これに対して、株式会社企業における専門的経営者は会社に雇われているのにすぎず、会社の現実資本も会社の私的所有物であって、専門的経営者の私的所有物ではない。換言すると、株式会社企業における専門的経営者は、資本は他人のものだという仕方で振る舞っている。例えば、〔……具体例は省略〕

#### [4]

以下はとある学者の著書からの引用である（出典は模範解答で明記する）。

株式を持っている企業は同時に株式を持たれているのであり、[……] という意味での相互支配が行われているのである。[……]

具体的にみると、日本の大企業の株主総会は法人大株主の委任状によって成立しており、法人大株主が会社側の提出した議案に反対するということはほとんどない。そこでは法人大株主間の暗黙の協定ができているのだが、もしその企業が業績不振に陥ったり、経営者が不祥事件をひき起こしたような場合には法人大株主が一致してその経営者を追放する。

このような考え方は株式会社の発展のどのような段階のどのような現象を捉えたものか、この現象は経営者の権限と私的所有の規律とにどのような影響を及ぼすと筆者が考えているのかとということを、そしてそれらは何故にそう言えるのかとということを、引用文中の語句を用いながら、説明せよ。

ヒント：これは講義内に挙げた論者の著書からの引用である。

このような考え方は株式会社の発展において、組織への株式集中の段階の、法人株主への株式集中、しかも法人同士での株式の相互持ち合いという現象を捕らえたものである。〔それは引用文中のこれこれの部分から判断することができる。引用の仕方については省略〕

また、この現象は、経営者の権限については、株主総会の形骸化によって経営者支配が強まると筆者は考えている。〔それは引用文中のこれこれの部分から判断することができる。引用の仕方については省略〕そして、やはり株主総会の形骸化によって、私的所有の規律は形骸化するが、ただし、資本の機能に問題が生じた場合には、比較的少数の法人株主を通じて私的所有の規律が機能すると筆者は考えている。〔それは引用文中のこれこれの部分から判断することができる。引用の仕方については省略〕

出典：『法人資本主義 [改訂版]』（奥村宏，朝日新聞社，1991年），第83～84頁。